

京都市上下水道局告示第49号

平成16年4月1日京都市上下水道局告示第2号（京都市上下水道局出納取扱金融機関等の指定）の一部を次のように改めます。

平成22年2月26日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

第2項中第22号を削り、第23号を第22号とし、第24号から第34号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この告示は、平成22年3月1日から施行する。

（上下水道局総務部経理課）